津軽信政の修史事業と「東日流記」の成立

岩見文庫本と高屋家旧蔵本の比較研究 ―

工

藤

大

輔

はじめに

の一部が翻刻掲載されるなど、 古代・中世② 用の便がはかられることになった。このほか、『新青森市史』資料編2 で後に述べる狭義の「東日流記」が全文翻刻掲載されたことにより、 記」の本文は、『青森県史』資料編中世2(以下、『県史』と略記する) 前藩史」として編集されたものとしては最も古いものである。「東日流 知のように、 (以下、『新市史』と略記する) でも 高屋豊前浄久によって著された「東日流記」 自治体史でも広く活用され、 いる編纂物史料である。 「編年史料」の中でそ 注目されて は、「弘

図 1 「高屋本」表紙

求番号 に架蔵されているもの 記する) 弘前市立弘前図書館 「東日流記」の写本は 「弘前図書館」と略 の岩見文庫 GK二二四一七)

もので、 つは 館の資料目録では 屋家旧蔵本」(高屋邦衛氏寄贈)として位置づけるものである 写されたもので、「岩見文庫本」でもって校合をしたものであるという。 献解題」と略記する)によれば、 の写本には、やはり弘前図書館に二つの写本が確認される。一つは、八 て筆写されたものである。『弘前図書館蔵郷土史文献解題』(以下、「文 木橋文庫に所蔵されるコピー本 (一七一二) に書写したというもので (図1参照)、『新市史』では「高 『県史』 (以下、 さて、 「東日流記」の写本が収められている。これは、 KK 右の『県史』『新市史』でもこの写本が用いられている。 「弘前市史編纂資料」(請求番号 二一四-ツガ、以下、「高屋本」と略記する)。これは、 弘前図書館には、これら三つの写本のほかに、さらにもう一つ 「岩見文庫本」と略記する)が最もよく知られているものであ の解題によれば、 原 「東日流記」とでもいうべき性格のものであるという。そし 「高屋豊前の東日流記とは別本」としている。 「高屋本」の本文も高屋豊前浄久の手による (請求番号 後者の写本は大正三年(一九一四)に KK | 三 | - ヒロー | 〇 |) とし YK 二 四 - 一) で、もう | 木村某が正徳二年 弘前図書 このほか

日流記」であるとして、この って改訂・増補版の提出が求められ、 て、この書が津軽家中で評判になったことから、後に藩主信政の命によ 「高屋本」に注目している。 寛文年中に提出されたものが 東

記」成立に至るプロセスの一端について検討を加えてみることにしたい 庫本」との構成上の違いなどから、寛文四年(一六六一)の「東日流 小稿も、 この「高屋本」に注目することにしたい。とくに、「岩見文

「岩見文庫本」の再検討

今通麿が、 寛政八年 同三年に編んだ「津軽古事伝記」によれば、「東日流記」 (一七九六)に藩校稽古館が開校した際に学校目付になった 高屋豊前依命寬文年中編書而上之、書中為信公御誕生 は、

東日流記 ヨリ信義公御入部迄記、 即題東日流

東日流記後 **迄書記、** 因命上書之、 書中岩木山之初、 御当家御先祖

是即号東日流記後録

ていることがわかる。 代覚書仕差上申候、 四)五月二十二日条に、高屋豊前が ることがわかる。 由来・津軽家の先祖を書き記した「東日流記後録」の二つから成ってい とあり、 「東日流記」 為信の誕生から信義の入部までを記した「東日流記」と、 高屋豊前が藩命により寛文年間に編集したもので、 は 「高屋家記」ともいわれ、 また、 是世上 なお、 「封内事実秘苑」巻第四の寛文四年 編者である高屋豊前は、 而高屋家記ト称セリ則日東流記・同後記、」とあり、(9) 「御先祖様より之儀御尋被仰付、 やはり二巻でもって構成され 為信の代に八木橋 津軽 岩木山の (一 六 六 大

> であると考えられている。 備中らとともに「当家四奉行」と称された高屋右近之丞信久の子、

さて、さきにも述べたように、「東日流記」として最もよく知られて

①津軽御代々之事

る

「岩見文庫本」は

②東日流記

③東日流記後録

④為信・信枚年代記および津軽御先祖記

⑤津軽御当家御系図

⑥津軽郡中名字・旧

⑦岩木山由来

すという (このうち、 末尾には という七種類の書が合綴されたものであるといい、②③がその中核をな 「右一冊御尋ニ付承、覚申候通書付奉差上候、以上、寛文四甲 ②を狭義の 「東日流記」とする)。そして、 (3) (7)

辰年五月廿二日」とあり、また、 ②の末尾にも

候趣可申上候旨被仰付候二付、 先達而申上候通、数年之義無覚束奉存候得共、追而御代々之儀承覚 則一冊書記奉差上候、 以上、

寛文四年五月に「後録」 「東日流記」 が成立し、 は藩命によって編集されたものであり、 それ以前に狭義の 「東日流記」が成 **局屋豊前**

とあることから、

が始まったことがあるといわれ、 寛文二年から幕府編修所による『本朝通鑑』のための本格的な資料蒐集 単に津軽家の事情によるものだけでは

立したといえる。

なお、この時期に「東日流記」が編集された背景には

なく、幕府との関わりも働いていたという。

記 である。 録」という語は、②の本文中に 流記」の部分を構成しており、③の て慶長十三年の信枚の入部から寛永十年の信義の入部までを記したも 記」にいう為信の誕生に関する記述はみられない。また、③は②に続い 京都で没するまでを記した為信の一代記ではあるものの、 事と比較してみると、まず、②は、 さて、これら「東日流記」 のいう「後録」ではないようである。 したがって、概ね②③でもって「津軽古事伝記」のいう「東日 「東日流記後録」 慶長十二年 (一六〇七) 「東日流記後録」は、「津軽古事伝 なお、「岩見文庫本」で「後 を 「津軽古事伝記」 「津軽古事伝 年に為信が の記

丹之御紋を被遣、夫より牡丹之御紋被遊御用候、其節近衛様御子孫之由にて御対顔被遊、殊之外御懇成御事にて、牡之御城にて上様へ御目見相済、津軽御安堵之御朱印被為成御頂戴候、文禄二年三月下旬、為信公御発駕被遊、上方へ御登被遊候へ而伏見

之予悲悔詠六首ノ和謌賜、則藤崎寺有封蔵ト云云、後龍山前嗣公自越後順海而巡轡アリ、于時藤崎二子水死、慈母後龍山前嗣公自越後順海而巡轡アリ、于時藤崎二子水死、慈母後録シテ而曰、永正年中末ニ至テ京都荒廃ス由之、公卿諸国吟

のある段階で書き加えられたものとしての「後録」という意味であろう。ようで、むしろ「東日流記」成立後、「岩見文庫本」の本文に至るまでとができる。ただ、ここでいう「後録」もやはり③を指すものではないとあるように、「後録シテ而曰」(傍線部分)ではじまる挿入文をみることあるように、「後録シテ而曰」(傍線部分)ではじまる挿入文をみるこ

肯けるところである。 欠けていると評しているのも、「津軽古事伝記」との比較の上でいうと「岩見文庫本」のこうした構成について、「文献解題」では、「後録」は

本文として成立したものであると考えられる。
本文として成立したものであると考えられる。
本文として成立したものであると考えられる。
本文として成立したものであると考えられる。
本文として成立したものであると考えられる。
本文として成立したものであると考えられる。

流記後録」と意識していたとは考えられない。

「東田では、さきにみた③の末尾の文言からいっても、④⑤⑦をもって「東日では、さきにみた③の末尾の文言からいっても、④⑤⑦をもって「東日に相当する可能性があるように思われる。ただし、「岩見文庫本」には「岩木山之初」と「御当家御先祖」と「龍野古事伝記」のいう「後録」には「岩木山之初」と「御当流記後録」と意識していたとは考えられない。

ながら、「高屋本」をみてみることにしよう。そこで、つぎに、「岩見文庫本」のこうした構成上の問題点をふまえ

「高屋本」の成立と信政による修史事業

たもので、高屋家旧蔵本として位置づけされる。そして、その冒頭にはさきに述べたように、「高屋本」は正徳二年(一七一二)に書写され

の由緒が書き上げられており、 で終わっており、 する記述があり、 書かれたものとみることができる。 記」は、 庫本」の分類でいう⑤⑦との共通性をもうかがわせる。 としては さらに、これらの記述の後に岩木山の由来と「御先祖記」 部の記述はなく、 天文拾九年、 光信から信政までの津軽家歴代に関する記述とともに、 「津軽古事伝記」 為信公様御誕生」と短い一文ではあるが為信の誕生に関 この点は 元和元・二年(一六一五・一六)の飢饉に関する記述 「津軽古事伝記」 のいう「東日流記後録」、さらには 「津軽古事伝記」の説明とは一致してい ここからも本書が高屋豊前の手によって の説明に一致する。 ただ、 なお、 が続き、 信義 「岩見文 「御先祖 高屋家 構成 ない 0

岩木山の由来については、

之頃追而御夢相には、 而責登被成候得共、其印無之候故、 六人にて深浦へ下着被成候、 之鬼出人馬を取申候間、 と申而御坐候、 右之訳都へ聞へ篠原之ちよくしに茎之長者と申候、 二付右之印を立、又々大勢を以テ責給へは無事故鬼神を平ケ、 末の子に九拾歳に成申をたすけ、 御国岩木山之御本地遊辺之森と申而、 、候由、 岩木之判官正氏之娘案寿之姫飛来給ひ、 明 曆四年迄弐千五百七拾四年二成 然は花若殿住吉・天王寺之御夢相ニ而奥州へ遊辺 しやく杖之印幡字之籏立責上候は、 右之鬼討可申由御夢相ニ付、 夫より大浦ニ而奥州勢を催、 起請文を取赤倉之大将に被成 間山へ御越被成候得は、 鬼神住居の人を取申ニ 権現とあらわ 其子に花若殿 花若殿上下 可然由 大勢ニ 鬼

とある (図2参照)。 「岩見文庫本」 の⑦とは個々の文言には異同が多く

> 拾四年二成」という部分であり、「高屋本」の本文が明暦四年 みられるが、 ・一六五八)ころに成立した可能性があるということである まずここで注目されるのは末尾の 「明暦四年迄弐千五百七 (万治)

戸表出火之砌御屋鋪御類焼ニて又々御焼失ニ及申候、」とあるように、「 様御代に至て御普代御立可被成思召ニて、 がすべて類焼してしまった。その後、 まで家中に提出を求めてきた「古代之記録・諸士之感状・系図・伝書」 信枚のころに蒐集した古記録類を江戸へ運んだが、今度は明暦三年の江 目指していた可能性が指摘されている。ところが、 弘前藩では、二代藩主信枚が古記の蒐集を行い、 九月五日に弘前城本丸の天守閣が焼失してしまった。 四代藩主信政の代となり、「高岡 右旧記江戸へ御持参之処、 原初的な史書編 寛永四年 その際、 二六二 それ 纂を



図2 「岩木山の由来」冒頭部分

信政は、 の蒐集を行っていたので うな好事的な目的で旧記 ことが知りたいというよ けたという。このときの の先祖の名前や事蹟など も焼失したという。 にまとめ、さらには家中 集して自身でこれを十冊 調査を一生をかけて続 信政は再度旧記を蒐 単に古い時期の その

戸の大火によってこれら

はなく、 弘前藩の本格的な修史事業を構想していたという。

年の江戸の大火の後に信政が再度旧記の蒐集を始めたちょうどそのとき 城攻めの叙述をみてみると、 信義の入部に関する記述がない。加えて、天正六年(一五七八) ものと考えられるべきで、高屋豊前が信政の求めに応じたものが、この であったのである。もちろん、この二つには何らかのかかわりがあった 高屋豊前の手によって編集されたものが、「高屋本」に代表される本文 と軌を一にするかのようにして成立しているのである。つまり、 つぎに、「高屋本」の本文を少し詳しくみていくことにしよう。 「高屋本」系の本文を持つ「東日流記」であったのではないだろうか) さきにも述べたように、「高屋本」は元和二年で記述が終わっており、 以上のことからわかるように、「高屋本」 の本文は信政の古記録蒐集 の浪岡 明 層三

被遊之由申上候得は、 然之由被仰出候得は、」 方共は火をかけ不申内に城中へ走り込、 拾人之者共銭を大分ニ持罷帰申候、 博奕打共も参侯を相手に被成侯、 れ参を早々城内へ御召入被成候而、 は我等も相手に成打度由被仰聞候得は、浪岡之博奕打共拾人計 由左衛門被仰付、 佐野・小荒木等之盗人・博奕打并御手寄之忍之者佐兵衛・ 同年浪岡御所を御討取可被成之由 其折節被仰出候は「□方之城をふミつふし可申間、 たはかりつれ参此方二而博奕打せ可申侯、 其時御意被遊候は、 博奕打共上意之旨承、 態と博奕に御まけ被成候ニ付、 相残博奕打共をひそかに御前 博奕御打被成候、 耐 思うまゝにらんはう仕 浪岡 来年迄ニ被仕置候、 何方へ成共御出可 本九日町 依之相 四 勘解 日 其 町

> 共 併其方共左様ニ申依テ手立を可計候、 御立可被遊之旨申上候得は、 申者召つれられ 武田甚三郎様御陣之時御供 横内之侍共大浦様へ御礼ニ罷出候、 廿日に馬を出申候間、 に同前之人なれ共譜代之者共大勢有により、 の者共数多聞合、 テ居城明申候、 而鬼孫六と申■■ならし候、 其頃野内迄御領内ニ被成候 より壱人も不参候故、 而小船に乗て田名部 かしこよりどゝめき申候得は、 様にも御意之通ニ可仕之由申上候、 しき物を思儘に取可申被仰出候得は、猶も此者共うれしくて如何 ・新城を焼失可被成由、 其後善九郎南部ニ 善九郎是を見ておとろき、 其後為信公様御対面不被成牢人二而御捨被遊候、 百人計寄合て御意之程を待兼、 三郎左右衛門も討死仕候 へ退キ申候、 翌日は町之者共家々へ帰、 其方抔爰かしこに走入く、大浦の勢参、 而成敗二及申候由 皆も何方へ成共逃候は可然由ニ而 二御付被遣候 為信公様御意被遊候は、 此弾正左右衛門親は鬼孫六申者にて 弾正左右衛門仙覚院様御 浜ノ方ノ 柵 浜の者共子共を 逆 に抱走り候得 其跡新城之者共乱望仕候 堤弾正 為信様御意被成候は、 先其方共は焼ね前に押込お 左右 衛門居城明被申候 同 扨又扨又高田· の木を破り手廻 かろしめ□て□侯 其節之働 山口三郎左右衛門と 寄合て腹留抱申 大浦様へ参急ニ 御所はびく ニ付南部ニ 述懐 此 出シ 七月 計

これは単に書写段階での誤写なのか、 油川城攻めと外浜平定に関する記述が混入していることを指摘できる。 (図3参照)。 そして、 傍線部から分かるように、 このような本文が実際に伝わって 傍線は引用者による) この叙述には

とある

とはいえないようである の意味では、 ているところから察すると、 きたものなのかは不明であるが、 「高屋本」はこの系統の本文の写本としては必ずしも善本 誤写である可能性が高いと考えられる。 奥瀬善九郎の初見が 「善九郎」となっ

伝える、 地域に関わる記述が る猿賀神宮寺十二坊の破却改易と、真言宗への改宗に関する記述など、 いうと、 東日流記」をはじめとするほかの また、 (一六〇〇) 天正十四年の碇ヶ関 為信が津軽を統一したとする天正十三年より後の記述について 内容に目を向けてみると、 の尾崎喜蔵らの反乱や、 「高屋本」にはない。 (矢立峠) さまざまな 「弘前藩史」にみられるような津軽 の整備、 また、 同十七年の高坂蔵人の乱など 「弘前藩史」 特に顕著なのは、 天正十五年の為信によ が共通して 慶長



「浪岡城攻め」冒頭部分

(3) (1) ろん、 れらの記述は存在する)。 藩で頻発したお家騒動は 幕藩体制の成立期に各

「東日流記」にはこ 「岩見文庫本」 がないことである(もち

記述については一

切記述

のいわゆるお家騒動的な

図 3 たといわれる。 これを克服することで大 て、 名領領主権の確立を図 仮にこのようなこと したがっ

> 改訂する形で再構成し、 機会を得、 セスの中で、 を反映させるものであったということができる。そして、こうしたプロ 寛文四年 屋本」はこうした藩の意向が入り込む以前の本文を伝えるものであり、 れて藩の意向によってなされるものであると考えられる。 記」を完成させたと考えたい を自藩の歴史に記録として残しておこうとするのであれば、 増補・ 改訂は、 (一六六四) に成立したという「東日流記」に至るまでの本文 それらによる知見と藩の意向をふまえ、 編者である高屋豊前は、 一つには藩による修史事業(=藩の意向) ついに最初の 信政が蒐集した古記録を目にする 「弘前藩史」というべき 「高屋本」 つまり、 それはすぐ であること を増補 「東日

「高屋本」と類似の本文を持つもう一つの写本

Ξ

とは異なり、 られる)。この点は、 日の信義の入部で終わっている(この後に高屋家の由緒などの記述がみ ⑦が「高屋本」の構成と似ていることはさきに触れたので、ここでは④ きに示した「岩見文庫本」の④⑤⑦の箇所がそれである。 を中心とした年代記ということでいえば、 以下、 「年代記」は「高屋本」とおなじく為信の誕生から筆を起こし、 致するということができる。 さて、 ④を「年代記」とする) この「高屋本」の本文系統とよく似た本文がもう一つある。 全体構成は 元和! 「津軽古事伝記」のいう「東日流記 年 また、さきに述べた「高屋本」 (一六一六) の本文に注目してみることにしたい。 寛永十年 で終わっている (一六三三) このうち、 「高屋本」 0 の説明と 十月三 本文の 津軽氏 さ

特徴である、 お家騒動的な記述はやはりこの 天正十三年 (一五八五) 「年代記」でも見られない より後の津軽地域に関する記述や

の大光寺城攻めと、それに続く同六年の浪岡城攻めの記述に関しては、 寺城攻めから同十三年五月の田舎館城攻めまでの記述が、 岩見文庫本」の狭義の さらに、 天正三年、 に瀧本播摩といふ侍名ある士也、 「年代記」の本文の特徴は、 為信公様廿九歳の御時、 「東日流記」とは異なり、 瀧本に御逢被成候ハヽ御難義可被 たとえば、 大光寺敗軍、 天正三年正月の大光 たとえば、 正月朔日に御家臣 「高屋本」 天正三年

天正六年浪岡御所をハ細越といふ侍ニ被仰付候、 こし切腹可為仕之旨御意にて、 右之通殺害す、 其方請取秋田 連

口年了一位水泉る場と語を 為信候は一十 廣思中多被回太后成と任你在京本大人人也也不管 口年石品が少浦礼送了 為信禄後河(中山)富門大湖梅之枝 日を手てりてる代表等し時あらえかりかるななべのかかではきゃいり 文二十個是作所と、知教と了一情以你なころにはかのT を届せるほうなの全体できたるあかとさいはゆれたろくのでんとなった 三千藤部乃を浦町町の日南なるは大けのころの八名祭中 こりなお女神よれたとの石人中了てんななといちくりともであ 宝成そうないる不山乃事る後れる 清月見北後上五降民下在後野頭正大彩及八番子子与 了住作本時乃作来印はおはたくてる き山野れるして何り牡丹ろう飲きけた 松松一大 「年代記」の「大光寺城攻め」 「浪岡城攻め」 ع 図 4

られているということが

ではおなじみの記述がな うような、 した浪岡城攻めでは、 いを利用して奇襲攻撃を 攻めでは為信勢が暦 というように、 んで城攻めを行ったとい 信が博奕打などを取り込 仕掛けたとか、 「高屋本」の本文を紹介 極めて簡素にまとめ 「弘前藩史」 大光寺 さきに 0 城

> ぞれ 遠くから見ているという場面である。 勢に抵抗するという記述はみられない。ここに記述されているの る。 あげられる。 きるのである。 為信が関わっていない事項・内容については記述がないということが 石城の戦いに関する記述は、 後に大和守と息子との会話を中心とする部分で、そのようすを為信が 五九四) しかも、 の事項の配置が編年体を崩している。 と慶長四年 近年注目されている、 また、 右の部分では図4からもわかるように、 (一五九九) 寛文十年の信義の入部の後に配置されてい 浅瀬石城で領主とともに民衆が南部 の記述の間に挟まれており、 つまり、 とりわけ、 「年代記」では直接的に 天正十三年の浅瀬 文禄三年 は、 それ

顕則 たが、 えば、 当部分については確認ができない 文庫本」のそれは、 史」でおなじみの、 できる。 「旧聴記』からの挿入であるという。 また、おなじく、 切ない。「岩見文庫本」ではこの部分を含んでいるが、 (浪岡御所の弟の子) が、 これには誤写によって油川城攻めの記述が混入しているため、 「年代記」は ちなみに、 延宝二年 浪岡城が落城する際に油川城を訪れていた北畠左近 浪岡城攻めに関する記述で、これもやはり 「高屋本」では、 「東日流記」 (一六七四) に添田儀左衛門が著した『愚 姉の行方を捜索するといったような記述 本来の姿をとどめているということが さきに浪岡城攻めの部分を紹介し したがって、この部分に関して 実は 弘前 「岩見 該

年までの配置・ ていえば、 以上のようにみてみると、 高い近親性はみられるものの、 記述の内容をみるかぎり、 「高屋・ 本 と 「年代記」 「年代記」 とくに、 との の本文はいまだ 天正三年から十三 本文系統に関

判になったことが契機となって、 理されておらず、 としてとらえておきたい 日流記」の成立は、 高屋家自身の由緒は削除され、 行する本文が成立し、その後信政の蒐集したものを取り込み、一方では したがって、 「東日流記」 むしろ藩主信政による修史事業構想という文脈の中で、 明暦三年から四年ころに、「年代記」から が寛文四年 「高屋本」に先行する本文ではないかと推測される。 『県史』や『新市史』がいう「高屋本」が家中で評 (一六六四) に成立した。その意味で、 ついに「弘前藩史」としての体裁を整え 後に提出を求められたとする評価より 「高屋本」と移 その連続面

むすびにかえて

考えたい。 実を結んだといっては大げさであろうか 高屋豊前とともに進められ、 たものの、 集されたものとみていいのではないか。 を一にするものであり、少なくとも信政の旧記蒐集を意識したなかで編 屋豊前による「高屋本」系統の本文の成立は、 ものに再構成することによって成立したものと考えられる。そして、 **久が編集したものをベースとし、これを「弘前藩史」としてふさわしい** 「高屋本」といった明暦三・四年(一六五七・五八)ころに高屋豊前 寛文四年 その意味で、 「高屋本」は信政の求めに応じて提出されたのではないかと (一六六四) 明暦 に成立したという「東日流記」 まさに 三年 (一六五七) 「東日流記」 実証的に明らかにはできなか 藩主信政の修史事業と軌 以降の信政の修史事業は の成立をもって一応の は、 年代記

> 体後の編集の手が加わっており、 った点については、今後の課題としなくてはならないが、 つまり、 文庫本」は、 ⑦)もこれに合綴されていることが明らかになった。もちろん、「岩見 記」「東日流記後録」 「高屋本」とおなじく原 (⑥)、さらには『愚耳旧聴記』の本文が挿入されているなど、 また、 (一七九一) の「津軽古事伝記」がいうそれとは構成が異なっている 「弘前藩史」成立の 現在、 「岩見文庫本」の本文構成へと至る「東日流記」 さきに示した『津軽一統志』の本文や「津軽郡中名字」 「東日流記」として知られる「岩見文庫本」は、「東日流 ② ③ 一端を 「東日流記」とでもいうべき性格の本文 の部分のみがこれまで注目されてきたが、 「高屋本」の本文を通じて垣間見ること ② ③ の 「東日流記」にしても、 の再構成とい 小稿において それ自 寛政三 (4) (5)

註

ができたのではないかと思う。

- (1)青森県史編さん中世部会編、青森県発行、二〇〇五年
- (2)新青森市史編集委員会編、青森市発行、二〇〇五年。
- (3)「東日流記」を用いた個別研究としては、工藤弘樹「元亀・ 究 緒書抜」にみる戦国時代の村落―」(長谷川成一監修 0) 石・中南津軽郡の歴史』、 南津軽地域 一二〇号、二〇〇六年)、 −編纂物・由緒書のなかの戦国時代─」(『弘前大学国史研 郷土出版社、二〇〇六年)などがある。 司 「戦国大名とわたりあった村々― 『図説 弘 天正年 前 山
- (4) 弘前市立弘前図書館編・発行、一九七〇年
- 郷土資料目録その4』(弘前市立弘前図書館、一九八五年)。(5) 弘前市立弘前図書館編『弘前図書館郷土資料目録12 弘前図書館一般

- (6)(1)におなじ、「東日流記」解題(斉藤利男氏執筆分担)。
- (7) 『弘前図書館蔵郷土史文献解題』(注(4)におなじ)。
- (8) 弘前市立弘前図書館蔵古図書保存会文庫「津軽古事伝記 壱」。
- (9) 弘前市立弘前図書館蔵八木橋文庫
- (10) 弘前市立弘前図書館蔵八木橋文庫『津軽一統志』巻第六。
- (11) (2) におなじ。
- (12) (2) におなじ。
- (13) (1) におなじ。
- (4)長谷川成一「近世奥羽大名家の自己認識―北奥と南奥の比較から―」

(同『北奥羽の大名と民衆』、清文堂、二〇〇八年)。

- 九月五日条。(15)弘前市立弘前図書館蔵八木橋文庫『封内事実秘苑』巻之二、寛永四年
- (16) (15) におなじ。
- (17) (15) におなじ。

記述がないので目下不明であるという(前掲(14)長谷川論文)。 なお、信政がまとめた十冊については現存しない上、ほかに関連する

- (18) (14) におなじ。
- 記事の年代にしたがった。(19)『封内事実秘苑』では天正十八年とするが、ここでは「東日流記」の
- (20) 長谷川成一『弘前藩』(吉川弘文館、二〇〇四年)。
- 九九八年)。 (21) 真島芳恵氏は、『津軽一統志』『津軽偏覧日記』の記事などから、この(21) 真島芳恵氏は、『津軽一統志』『津軽偏覧日記』の記事などから、この
- (22) (6) におなじ。

(23) さきに述べたように、「高屋本」は信義の入部の記事が欠けており、「津軽古事伝記」でいうところの「東日流記」の本文としては十分では点については、ここではひとまず留保させていただき、今後の課題としたおきにい。ただ、これもさきに浪岡城攻めの記述に関する部分で述べたようにでおきたい。

(くどう・だいすけ 青森市史編さん室非常勤嘱託員)